

豊橋市監査公表第21号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年3月27日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	朝倉茂
同	田中敏一
同	山本賢太郎



令和2年度 財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置結果 [団体名:(公財)豊橋みどりの協会 公表番号:12号]

対象団体 及び市所管課	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
(公財) 豊橋みどりの協会	意見	指定管理業務の事業費において、従前の指定管理業務により発生した剰余金を充てているが、当協会の目的である緑化事業に充てることについても検討されたい。	<p>公益財団法人豊橋みどりの協会における公益目的事業は、公1・緑化思想啓発活動支援事業と公2・植物園等管理事業があり、各事業の会計は収支や成果を明らかにするために区分管理しています。</p> <p>過年度の指定管理業務(公2・植物園等管理業務)で生じた剰余金の扱いについて、令和3年7月、愛知県指導担当部局(都市・交通局都市基盤部公園緑地課)に相談するなどして検討した結果、指定管理業務で生じた剰余金は他の事業に充当せず、後年度の同業務に充当することが適切だと判断しました。</p>	R5.3.8